

奈良県選挙管理委員会告示第十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和四年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和四年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

（その他の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 |
|----------|------|-------|-------------------|
| 青木義勝後援会 | 林貞行 | 菊川卓要 | 北葛城郡広陵町大字南一二二一 |
| さかの佳宏後援会 | 坂野佳宏 | 坂野礼子 | 一 北葛城郡広陵町大字大塚四八九一 |